

女川町告示第 67 号

女川町（以下「町」という。）は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成 17 年法律第 18 号。以下「品確法」という。）第 18 条の規定により女川町地方卸売市場整備事業（以下「本事業」という。）を実施する施工者を選定したので、品確法第 18 条第 3 項の規定により技術提案の審査の結果並びに審査及び交渉の過程の概要をここに公表する。

平成 27 年 11 月 17 日

女川町長 須 田 善 明

－ 女川町地方卸売市場整備事業 －

技術提案の審査の結果並びに審査及び交渉の過程について

平成 27 年 11 月 17 日

女 川 町

－ 目 次 －

<b>第 1 本事業の概要</b> .....	1
1 事業の背景・目的.....	1
2 事業名称.....	1
3 整備計画の概要.....	1
4 場所.....	1
5 施工者の業務範囲.....	2
6 事業方式.....	2
7 事業スケジュール（予定）.....	2
8 施工者選定までの経緯.....	2
<b>第 2 優先交渉権者の選定過程</b> .....	3
1 審査委員会の構成.....	3
2 審査委員会の開催経緯.....	3
3 優秀提案者選定までの概要.....	3
4 審査結果.....	5
<b>第 3 施工者の選定過程</b> .....	8
1 契約の内容.....	8
2 技術提案内容及び採否検討過程.....	10
3 施工方法等の確認及び価格等の交渉.....	11

## 第1 本事業の概要

### 1 事業の背景・目的

町では、東日本大震災により壊滅的な被害を受けた女川町地方卸売市場をはじめとする製氷・冷凍冷蔵施設や水産物加工処理施設等の早期復旧に向け、地方卸売市場の背後に位置する宮ヶ崎地区の漁港区域を拡大し、水産業関連施設の集積化を図り、基幹産業である水産加工・流通業の拠点となる水産加工団地を整備する計画を進めている。

本事業は、基幹産業の中核となる地方卸売市場を高度衛生管理に対応した次世代型魚市場として再整備し、全国的に産地間競争が激しくなっていく状況の中で、水産加工業者に加工原料を安定的に供給するとともに、消費者に対し安全・安心な水産物の提供を図り、もって水産業の早期復興と活性化に資するものである。

なお、本事業の実施に当たっては、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）第18条の規定に基づく「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）を導入し、事業費のリスク低減や全体工期の合理化を図ることを目指すとともに、本事業の円滑な推進に資することとする。

### 2 事業名称

女川町地方卸売市場整備事業

### 3 整備計画の概要

施工者は、以下のとおり、本施設を整備するものとする。

用途	卸売市場（特定建築物）
工事種別	増築工事
建設建物	中央棟荷捌き施設（管理棟含む）、西棟荷捌き施設（計3棟）
既存建物	東荷捌き施設、仮設テント荷捌場（計2棟）
除却建物	旧卸売市場、仮設事務所、仮設倉庫
構造	鉄骨造 4階建て
計画延床面積	12,425.37 m <sup>2</sup>
計画建築面積	9,403 m <sup>2</sup>

### 4 場所

宮城県牡鹿郡女川町宮ヶ崎字宮ヶ崎 87 番地

## 5 施工者の業務範囲

施工者は、本事業において、以下の業務を行う。

### (1) 建設工事

- ア 本体建設工事（建築・電気設備・機械設備工事一式）
- イ 付帯設備工事及び外構工事一式

### (2) 解体工事

- ア 既存施設の解体撤去工事

## 6 事業方式

本事業の計画敷地には、本施設の基礎と干渉する既存の岸壁基礎や地中障害物が存在しており、従来の方式（実施設計完了後に施工者を選定する方式）では基礎や地業等の仕様の確定が困難である。よって、本事業では、実施設計段階から施工予定者が参画し、施工予定者の有する最新の施工技術を活用しながら工法等の検討を行うことにより、仕様を確定した上で契約する「技術提案・交渉方式」により実施する。

## 7 事業スケジュール（予定）

本事業のスケジュール（予定）は以下のとおりである。

日付	内容
平成27年9月7日	工事請負契約の締結
平成27年9月8日～平成29年3月31日	工事期間

## 8 施工者選定までの経緯

施工者選定までの経緯は以下のとおりである。

日付	内容
平成27年2月2日	第1回審査委員会
平成27年2月6日	募集要項等の公表
平成27年2月16日～2月17日	募集要項等に関する質問の受付
平成27年2月25日	募集要項等に関する質問・回答の公表 募集要項等（修正版）の公表
平成27年2月27日～3月2日	参加表明及び資格審査書類の受付
平成27年3月6日	資格審査結果の通知
平成27年3月13日	技術提案書の受付
平成27年3月27日	ヒアリングの実施（第2回審査委員会）
平成27年3月30日	優先交渉権者の決定、公表
平成27年4月13日	基本協定締結
平成27年8月19日	工法・価格等の合意
平成27年8月24日	工事請負（仮）契約の締結
平成27年9月7日	女川町議会議決、工事請負契約の締結

## 第2 優先交渉権者の選定過程

### 1 審査委員会の構成

審査委員会は、次の5人の委員により構成される。（敬称略）

委員	嘉納 成男	（早稲田大学理工学術院 教授）
委員	飛田 善雄	（東北学院大学 工学部環境建設工学科 教授）
委員	大村 浩之	（一般財団法人漁港漁場漁村総合研究所 次長）
委員	阿部 一正	（女川町 副町長）
委員	東野 真人	（女川町 副町長）

### 2 審査委員会の開催経緯

審査委員会の開催経緯は、次のとおりです。

回数	日程	主な議事
第1回	平成27年2月2日	・募集要項（案）等について ・技術提案書の審査基準について
第2回	平成27年3月27日	・ヒアリング ・技術提案書の内容に関する審議について ・技術提案書の内容に関する評価の確定について ・優秀提案者の選定

### 3 優秀提案者選定までの概要

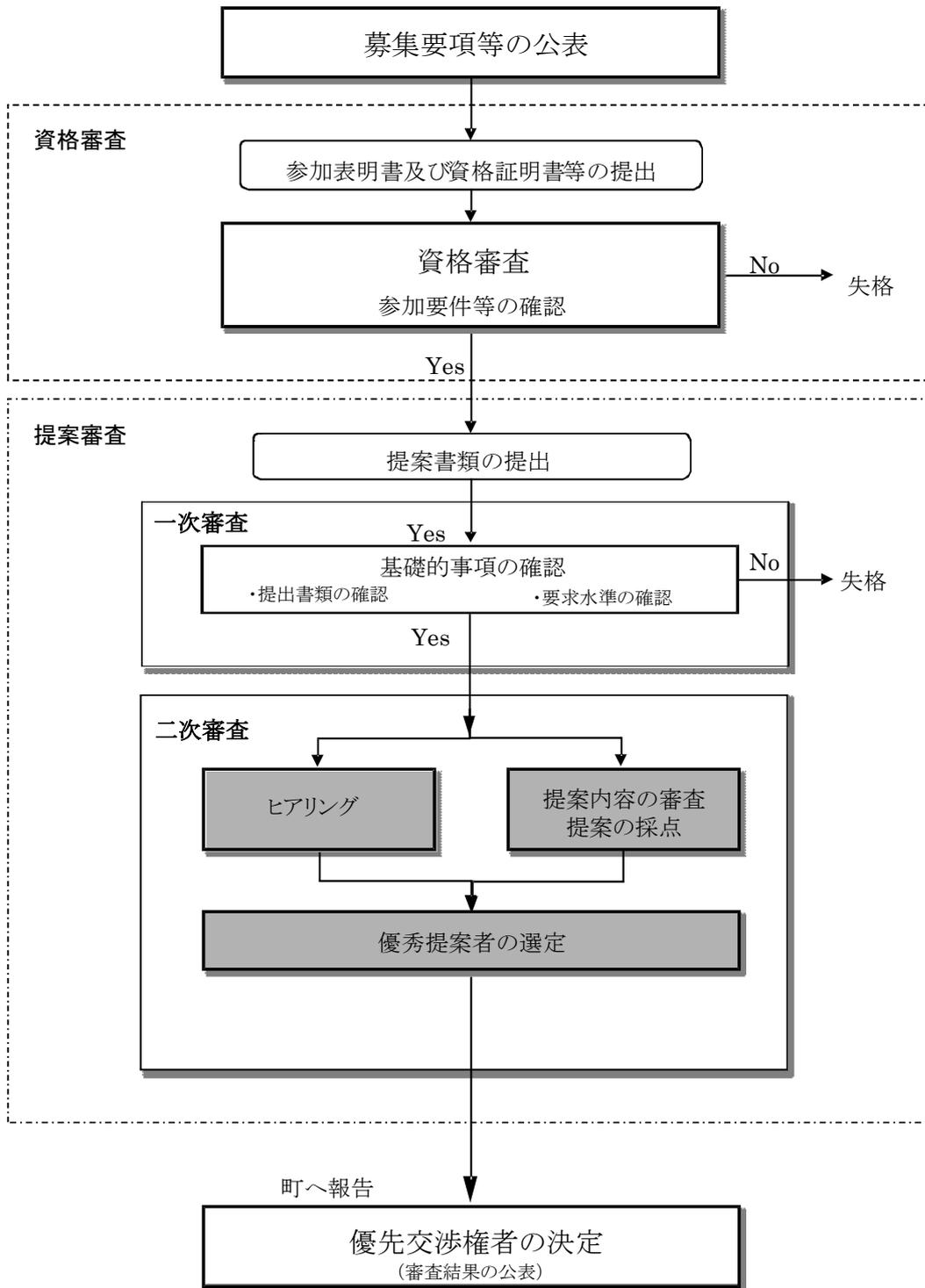
#### （1）優先交渉権者決定までの流れ

優先交渉権者の決定は、図1に示すとおり、資格審査と提案審査（一次審査と二次審査で構成）により行う。

二次審査では、町が設置した審査委員会が、資格審査を通過した者（以下「資格審査通過者」という）から提出された提案内容の審査及びヒアリングを行い、優秀提案者を決定する。

町は、審査委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

図表 1 優先交渉権者決定までの流れ



※塗りつぶし部分が審査委員会の役割

#### 4 審査結果

##### (1) 資格審査の結果

平成27年3月2日までに1社から参加表明書及び資格審査書類の提出がありました。参加資格要件等の確認審査を行った結果、参加資格を有することを確認し、その結果を平成27年3月6日付けで通知した。

受付番号	001
企業名	鹿島建設株式会社東北支店 (単独企業)

##### (2) 一次審査の結果

資格審査通過者から、平成27年3月13日に技術提案書が提出された。

資格審査通過者の技術提案書について、一次審査を行った。施工予定者選定基準に示した基礎的事項（提出書類、要求水準に関する項目）を充足し、要件に適合していることが確認された。

##### (3) 二次審査の結果

###### ア ヒアリングの実施

技術提案書の審査に当たり、提案内容の確認のために、平成27年3月27日にヒアリングを実施した。

###### イ 提案内容の採点基準

審査委員会は、施工予定者選定基準に基づき、提案内容の審査を行った。

提案内容の審査については、各評価項目に対して図表2に示す4段階の基準により評価を行った。

図表2 評価項目の採点基準

評価	評価内容	採点基準
A	特に優れている	配点 × 1.00
B	優れている	配点 × 0.75
C	やや優れている	配点 × 0.50
D	要求水準を満たしている程度	配点 × 0.25

ウ 提案内容の評価結果

提案内容の評価結果は、以下のとおりである。

評価項目		配点	得点
ア	提案者に関する評価	10	
	①企業体の財務状況	5	5.00
	②企業体の業務実績	5	5.00
イ	取組方針及び実施体制に関する提案並びに基本設計への所見に関する評価	30	
	①取組方針、意欲、本事業への理解度	10	8.50
	②現場代理人及び監理技術者の経歴、実績	5	5.00
	③業務推進体制と特徴	10	9.50
	④基本設計に対する考え等	5	4.50
ウ	工程表に関する評価	25	
	①全体工程遵守のための方策	10	9.50
	②工事工程の立案	15	14.25
エ	既存市場の解体手順及び杭工法・基礎工法、地盤に関する評価	60	
	①既存市場の解体	20	18.00
	②杭工法、基礎工法	20	18.00
	③地盤	20	18.00
オ	安全・周辺対策に関する評価	10	
	①施工上の安全管理対策・周辺工事や施設を考慮した工事調整とその留意点	10	8.50
カ	地元貢献に関する評価	15	
	①地元貢献	15	14.25

提案内容の評価点		150	138.0
----------	--	-----	-------

(4) 優秀提案者の選定

審査委員会は、提案内容の評価結果により、受付番号 001 鹿島建設株式会社東北支店を優秀提案者として選定した。

(5) 優先交渉権者の選定

町は、平成 27 年 3 月 27 日に審査委員会の報告を受け、受付番号 001 鹿島建設株式会社東北支店を優先交渉権者として選定した。

### 第3 施工者の選定過程

#### 1 契約の内容

平成27年9月7日に、町と施工者は下記のとおり、工事請負契約を締結した。

工事の名称	女川町地方卸売市場荷捌場・管理棟建設工事	
工事概要	建築工事 鉄骨造 4階建て 延べ面積 12,425.37㎡ 設備工事 電気設備, 給排水・衛生設備, 空調設備, 昇降機設備 外構工事 解体撤去工事	
契約担当者等の氏名並びにその所属する課の名称及び所在地	契約担当者の役職	技術参事
	契約担当者の氏名	佐藤公信
	所属する課の名称	産業振興課
	所属する課の所在地	宮城県牡鹿郡女川町女川浜字大原316番地
契約年月日	平成27年9月7日	
契約業者名	鹿島建設株式会社東北支店	
契約業者の住所	仙台市青葉区二日町1-27	
契約金額	5,994,000,000円(税込み)	
予定価格	5,994,000,000円(税込み)	
随意契約とした理由	女川町地方卸売市場荷捌場・管理棟建設工事は、計画敷地に本施設の基礎と干渉する既存の岸壁基礎や地中障害物が存在しており、従来の方式（実施設計完了後に施工者を選定する方式）では基礎や地業等の仕様の確定が困難である。このため、発注者によって最適な仕様を設定できない工事であり、技術提案・交渉方式を適用し事業目的達成のための最も有効な杭工法に基づく技術提案を行った鹿島建設株式会社東北支店を優先交渉権者とし、当該技術	

<p>随意契約とした理由</p>	<p>を反映した設計を実施した。          本工事は、この設計に基づく工事を行うものであり、技術開発者である鹿島建設株式会社東北支店が当該工事の実施が可能な唯一の者である。          よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を行う。</p>
<p>工事場所</p>	<p>宮城県牡鹿郡女川町宮ヶ崎字宮ヶ崎87番地</p>
<p>工事種別</p>	<p>建築一式工事</p>
<p>工事期間</p>	<p>契約締結日の翌日から平成29年3月31日</p>

## 2 技術提案内容及び採否検討過程

基本協定書締結から工事請負契約締結までの期間に、優先交渉権者より提案された内容及び採用効果、並びに採否検討結果を下記に示す。

採否	No.	提案内容	採用による効果
○	1	<u>屋根トップライト形状</u> 鳥害対策のため、屋根のトップライト形状を当初計画のフラット型から山型に変更	清掃費等メンテナンスコストの低減
○	2	<u>杭材</u> 支持層の勾配に対し、杭の高止まりが想定され、杭頭を切断した場合でも性能が確保できる杭材の提案	地盤特性への対応
○	3	<u>基礎工法</u> 杭頭半固定（キャプリングパイル）工法による基礎サイズの最小化	地中埋設物と新設杭の干渉への対応、施工性向上、工期短縮
○	4	<u>基礎形状</u> 新設杭の位置ずれに対応可能な基礎採用の提案	地中埋設物による杭の位置ずれへの対応
○	5	<u>床工法</u> 土間床方式の提案	建設費・補修等メンテナンスコストの低減
○	6	<u>不同沈下対策</u> 土間床下は地盤改良を行い、更に既存杭を沈下抑止杭として再利用	不同沈下の抑制
○	7	<u>事前地盤調査の実施</u> 地盤調査車（ジオ-エクスプローラー）による事前の詳細な地盤調査	地盤状況の把握による杭長の設定
○	8	<u>架構計画の見直し</u> 西棟荷捌き施設の架構計画の見直し	鉄骨量及び建設費の低減
○	9	<u>換気システム</u> 当初計画の機械換気システムを自然換気システムへの変更	建設費・運用費の低減

### 3 施工方法等の確認及び価格等の交渉

#### (1) 実施方法

技術提案内容に関して、優先交渉権者と施工方法等について確認を行い、その結果に基づき価格等の交渉を実施した。町の指定方法により優先交渉権者から見積書等の提出があり見積条件等を精査したところ、見積額が募集要項に示し上限額を下回ったことから（価格等の交渉が成立）平成 27 年 8 月 19 日に地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき見積書の徴収を行った。

#### (2) 経過

##### ア 施工方法等の確認

本事業の敷地は、計画施設の基礎と干渉する既存の岸壁タイロッドや斜杭等の地中障害物が存在しているため、実施設計において計画施設の基礎や地業等の仕様を確定することが困難である特徴を有する。この特徴に対して優先交渉権者からは、①杭工法や②事前試掘・探査、③杭打設による土砂流出対策に関する施工方法等が提案された。具体的な内容は以下のとおりである。

##### ①杭工法について

優先交渉権者からは、杭工法を既製コンクリート（PHC+SC）杭のケーシング併用最終打撃工法とすることが提案された。仮に地中障害物と干渉した場合においても、地中障害物を貫通して杭施工が可能となる工法である。打撃工法に伴う騒音・振動の大きさや、工事期間中も継続して運営する地方卸売場への影響等を確認した結果、作業時間帯や工事範囲を調整することで、支障なく施工することが可能であることが判明したため、提案内容を採用とした。

##### ②事前試掘・探査について

優先交渉権者からは、新設杭と既存岸壁の斜杭との干渉を防止するために、杭施工の前に、電気探査により既存岸壁の斜杭の位置や状態等を調査することについて提案がなされた。具体的な調査方法について確認した結果、10cm 未満の精度で精度高く探査が可能であることが判明したため、提案内容を採用とした。

##### ③杭打設による土砂流出対策について

優先交渉権者からは、西棟重力式岸壁基礎の割栗石表面に敷設されていると想定する砂シートが新設杭の施工時に破損する可能性があるため、新設杭が貫通する防砂シート周りの土砂に対して薬液注入を行い、土砂の流出を防止することについて提案がなされた。地盤特性や施工方法を確認した結果、有効な土砂流出対策であると判断でき、提案内容を採用とした。

## イ 価格交渉

優先交渉権者は、施工方法等の確認結果を踏まえ実施設計図書を基に工事費の内訳が確認できる工事費内訳書を付した見積書を作成した。その後、町と見積条件等の協議を行い価格等の交渉が成立し、その内容に基づき平成 27 年 8 月 19 日に見積書を徴収したところ、町が定めた予定価格を下回ったことから、平成 27 年 8 月 24 日に工事請負（仮）契約を締結した。